

参考：アジャイル開発を行う場合の契約方式

アジャイル開発は、利用者にとって優先度の高いものから順次開発・リリースを進め、運用時の技術評価結果や顧客の反応に基づいて素早く改善を繰り返すという開発手法です。DX(デジタルトランスフォーメーション)時代における激しいビジネス環境の変化に対応し、利用者が真に必要としている価値を提供するプロダクトをタイムリーに開発する手法として有用であるとされています。

また、アジャイル開発では、開発プロセスの中において、ビジネス環境の変化やユーザ企業内部のニーズの変化などに応じて、開発する機能の追加・変更やその優先順位の変更が行われ、当初は開発予定となっていた機能を開発対象から外す場合もあります。そのため、あらかじめ内容が特定された成果物を予定したとおりに完成させることに対して対価を払う請負契約より、業務を受託した事業者が専門家としての注意義務を果たしながら業務を遂行することそれ自体に対価を支払う準委任契約の方が馴染みやすいとする意見もあります。

一方で、政府の調達においては、伝統的に請負契約が用いられることが多いことも事実です。これは、法令などの制約に基づくものではなく、受注者の義務及びそれへの対価が明確であり、投入した費用に対する成果を国民に説明しやすいとの理由によるものです。

そこで、本項では、請負契約と準委任契約のメリット・デメリットを記すとともに、これらをアジャイル開発の契約方式として採用するに当たっての留意点について整理します。アジャイル開発の契約にあたっては、これらについて十分に検討し、個々の事情や条件、制約などに応じて最適な方式を採用する必要があります。

・ 請負契約

説明

発注者が指定した成果物(ソフトウェア・機能など)を完成させることを受注者が約束する契約。

メリット・デメリット

メリット

- ・ 契約締結時に、機能要件や非機能要件を明確に定めることができ、受注者の責任範囲が明確になる。
- ・ 成果物が合意した仕様を満たしていないことが納品後に判明した場合、受注者に契約不適合責任(無償の修補、代替物の提供、代金減額等)を求められる。
- ・ 費用の妥当性を外部に説明することが容易。

デメリット

- ・ 契約前の見積りで対価が固定されてしまうことが多い。
- ・ 工数が変動する要件、機能等の変更を行いにくい。
- ・ 想定外の技術的困難の発見や体制変更などに対応しづらい。

アジャイル開発における留意点

- ・ 一括請負契約としてしまうと、対価が固定されている受注者としては、工数の増える要件、機能等の変更をできるだけ減らすことがその利益に適うため、アジャイル開発の求める柔軟な機能変更等ができなくなるリスクがある。
- ・ 開発対象のプロダクト全体を成果物とするのではなく、要件定義やプロトタイプ製作などについては別契約(準委任契約)で実施した上で、要件変更の可能性を極小化した部分について採用するのが望ましい。
- ・ 採用するに当たっては、事後的に機能等の変更のきっかけとなり得る技術的な困難も洗い出しておくことが望ましい。
- ・ 成果物については、双方協議の上、工数を変えない範囲で要件、機能等を変更可能であることなどを契約書に記すのが望ましい。

・ 準委任契約

説明

受注者は、成果物を完成させる義務は負わず、善管注意義務(民法第 656 条、第 644 条)を負い、専門家として期待される能力を以って業務を真摯に行うことが求められる契約。

メリット・デメリット

メリット

- ・ 要件、機能、優先順位等の変更が請負契約より容易。
- ・ 受注者側要員の知識・スキル・経験を求めることが可能。
- ・ 受注者側の要員を工数で管理することが可能。
- ・ 要件、機能等の変更により工数が変化した場合に支払う対価(総額)が変動するため、合理的な開発費となる。

デメリット

- ・ 成果物が完成しなくても、受注者に対し責任を問えない。
- ・ 履行割合型で報酬を定めた場合、成果物が完成していなくても報酬の支払義務が発生する。
- ・ 善管注意義務や専門家責任を客観的に評価することが難しい(監督職員、検

査職員の負担が増える)。

- ・ 予算の範囲内での執行の管理が請負契約より難しい。
- ・ 成果物に不具合があった場合に受注者に契約不適合責任(無償の修補や減額等)を当然には求められない。ただし、善管注意義務違反を理由として損害賠償請求をすることは可能。

アジャイル開発における留意点

- ・ 期待される品質保証(サービスレベル)を明確にすることや、一定の成果物(レポートを含む)の納入を求める場合はその要件を明確にすることで、善管注意義務違反の有無の判断を客観的にできるように工夫することが望ましい(どのような事象が善管注意義務違反にあたるかを確認、合意しておくことも考えられる)。
- ・ 期待される品質保証や成果物の要件が達成できない場合は、その理由を説明させる義務を定めておくことで、監督、検査の負担が軽減される。
- ・ 一定の品質保証や成果物の要件を満たす場合にのみ報酬が支払われる報酬体系(成果報酬型)とすることも検討される。
- ・ アジャイル開発を行うための体制、役割分担等を明確にし、執行内容の管理を適正に行う必要がある。

・ 準委任契約の類型～報酬の定め方

準委任契約には、成果物が完成したか否かにかかわらず、委託業務の履行に要した時間や工数に応じて発注者が報酬を支払う履行割合型契約と委託業務の成果に対して報酬が支払われる成果報酬型(成果完成型)契約があります。成果報酬型は、実務上は従前から用いられてきた類型ですが、新民法において明記されています(民法第648条の2)。報酬の定め方はどちらか一方にすることが義務付けられておらず、複合的に用いることも可能です(一定の指標をクリアしたことに対する加算として成果報酬を定めることなども検討されます)。ただし、成果報酬型契約の場合、契約の性質が請負契約に近づくため、アジャイル開発を選択している趣旨を失わないように注意する必要があります。

なお、民間においては、受注者に対して一定のスキル・知識・経験を持った要員が約束された工数分作業することを求める一方で、部分的に成果物の完成責任も求めるような、請負型と準委任型の性質を併せ持つ契約を行う例もあります。

また、準委任契約において、バックログ管理表や変更管理表を最終成果物として納品させる例もあります。それらに最終的に記載された機能や非機能を実現する作業が全て完了していることが検収の条件となり、実質的にソフトウェアの品質を受注者が保証することを可能にする例です。

(出典：デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 実践ガイドブック (第3編第6章・調達))